

令和8年度 第2回 徳島県最低賃金専門部会 議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和8年8月3日（月） 午前10時00分～午前10時55分

場所 ホテルパークウエストン3F アニエスルーム（徳島市南前川町3-1-22）

2 出席者

（公益委員） 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 辰巳委員 三木委員 南委員

（使側委員） 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

（1）事務局より本日の資料は前回までに電子媒体で配布しているものをタブレット端末で閲覧いただきたいこと、労側委員より紙で提出された発言メモ1枚が各専門部会委員の手元に配布されている旨の案内がされた。

（2）段野部会長の進行の下、徳島県最低賃金に係る金額審議が開始され、前回までの審議において現行の最賃額1,046円に労側は「75円引き上げて1,121円とすべき。」との主張、使側は「56円引き上げて1,102円とすべき。」との主張で、双方の主張に隔たりがあり、持ち帰り検討いただき、継続審議との結論で終了していたことの確認が行われた。

（3）労使委員より持ち帰って検討した結果について以下のとおり意見が述べられた。

使側委員

○ 金額については56円で変更はない。賃金改定状況調査の第4表③のパートの賃金の上昇率が4.0%であり、他の県内の各指標を見ても、目安である56円、引上げ率にして5.4%を引上げる根拠となるデータが出てこない。

また、生計費に関しても、昨年のCPIの上昇率が3%台であり、昨年10月から今年6月までのCPIの上昇率は1.7程度で、上昇はしているものの鈍化している。

通常の事業の支払能力については様々な見解はあろうかと思うが、全体的にみれば、引上げの余地を残していると考えられることから、使側として引上げ率5.4%の目

安額56円としたもので、5.4%を越えて引上げを行うべきとする指標が無い以上、金額について変更するつもりはない。

- 前回、労側委員より徳島の消費者物価指数が4年間で12.7%増えたところと主張があったが、今年が目安どおり56円上がったとするならば徳島の最賃は直近3年間で206円上がることであり、引上げ率として約23%上昇することとなる。

この数字だけをみても物価上昇率を上回る最賃の引上げ率となっており、実質賃金を上げていく重要性は認識しているところであるが、物価指数と最賃額の推移だけをみれば十分な引上げが行われてきていると考えている。

労側委員

- 前回、労側として引上げ額75円と主張する考え方を説明したが、最賃近傍の労働者のうち、短時間労働者が7割を超えているという状況であり、生計費については消費者物価の上昇が鈍化しているとはいえ、物価自体は上昇しており生活は苦しくなっていると考えられ、エンゲル係数も昨年度、勤労者世帯で26.4%と、近年上昇傾向となっている。8月からまた値上げラッシュが始まることを考えると、消費税が1%となったとしても生計費の負担は高くなっていくと考えられる。

また、通常の支払能力に関しては、徳島県内の価格転嫁が進んでいない状況は理解するが、通常の支払能力というのであれば、価格転嫁ができている企業に合わせるべきであって、価格転嫁できていない企業に合わせてしまうと景気が衰退する懸念がある。春闘の結果も含めて、この支払能力は見ていただきたいと考えており、労側としては持ち帰り議論したが、引上げ額75円に変更はない。

- 徳島県内で居住し、県内企業に就職し、特定最低賃金（機械）額で勤務する40代男性の事例での月間収入、支出及び支出内訳について紹介がされ、徳島県内で生活するにあたって、自動車の無いことに伴う生活の大変さ、特定最低賃金額でも生活が大変な状況について説明がなされた。

（４）次に公労・公使の順で二者協議を行った後、協議結果について以下のとおり、意見が述べられる。

労側委員

- 労側としては、変わらず75円の引上げを求める。

使側委員

○ 使側としては、56円は譲れず、75円引上げは困難と考える。

(5) 労使双方ともに譲らず、金額の隔たりは変わらず。

部会長より労使での二者協議、あるいは公労・公使の更なる二者協議を促す発言があったが、労使委員からは、この場で更なる歩み寄りは困難として、本日の審議継続を求める意見は出ず、部会長より労使双方に持ち帰り検討するよう要請がなされた。

4 次回開催

事務局より次回の審議日程に関して以下の日程とする伝達がなされた。

令和8年8月6日（木）、午前9時30分から第3回地賃専門部会

令和8年8月6日（木）、第3回地賃専門部会終了後に第4回本審

場所は、いずれも「あわぎんホール5階、小ホール」とする。

以上